

## 藤崎台県営野球場使用規則等の一部を改正する規則の 制定について

このことについて、別紙のとおり改正することとする。

(提案理由)

県立体育施設の運営管理において、指定管理者が主体的に業務に取り組み、かつ民間事業者の活力やノウハウが発揮されるようにするため、関係規則の規定を整備する必要がある。

## 規則案の概要

### 1 規則の名称

藤崎台県営野球場使用規則等の一部を改正する規則

### 2 改正の必要性

県立体育施設の管理運営において、指定管理者が主体的に業務に取り組み、かつ民間事業者の活力やノウハウが発揮されるようにするため、関係規則の規定を整備する必要がある。

### 3 内容

(1) 関係規則において、県が直営する場合の取扱いが定められている規定について、適用除外の規定を設け、指定管理者が主体的に使用許可等の処理を行えることとする。

ア 藤崎台県営野球場使用規則（第6条関係）【第1条】

イ 熊本武道館条例施行規則（第12条関係）【第2条】

ウ 熊本県民総合運動公園及び熊本県営八代運動公園使用規則（第7条関係）【第3条】

エ 熊本県立総合体育館使用規則（第5条関係）【第4条】

オ 熊本県総合射撃場使用規則（第5条関係）【第5条】

(2) その他所要の規定の整理を行う。

(3) この規則は、令和4年4月1日から施行する。

熊本県教育委員会規則第	号
藤崎台県営野球場使用規則等の一部を改正する規則	
(藤崎台県営野球場使用規則の一部改正)	
第1条	藤崎台県営野球場使用規則(昭和45年熊本県教育委員会規則第9号)の一部を次のように改正する。
	第5条の次に次の1条を加える。
	(適用除外)
第6条	条例第10条第1項の規定により指定管理者に藤崎台県営野球場の管理を行わせる場合は、第2条及び第3条の規定は、適用しない。
	(熊本武道館条例施行規則の一部改正)
第2条	熊本武道館条例施行規則(昭和46年熊本県教育委員会規則第25号)の一部を次のように改正する。
	第12条を第13条とし、第11条の次に次の1条を加える。
	(適用除外)
第12条	条例第10条第1項の規定により指定管理者に武道館の管理を行わせる場合は、第2条から第4条までの規定は、適用しない。
	(熊本県民総合運動公園及び熊本県営八代運動公園使用規則の一部改正)
第3条	熊本県民総合運動公園及び熊本県営八代運動公園使用規則(昭和53年熊本県教育委員会規則第11号)の一部を次のように改正する。
	第5条各号列記以外の部分中「第8条第3項」を「第9条第4項」に改める。
	第7条を第8条とし、第6条の次に次の1条を加える。
	(適用除外)
第7条	条例第16条第1項の規定により指定管理者に運動公園の管理を行わせる場合は、第2条及び第3条の規定は、適用しない。
	(熊本県立総合体育館使用規則の一部改正)
第4条	熊本県立総合体育館使用規則(昭和57年熊本県教育委員会規則第6号)の一部を次のように改正する。
	第5条を第6条とし、第4条の次に次の1条を加える。
	(適用除外)
第5条	条例第10条第1項の規定により指定管理者に体育館の管理を行わせる場合は、第2条及び第3条の規定は、適用しない。
	(熊本県総合射撃場使用規則の一部改正)
第5条	熊本県総合射撃場使用規則(平成10年熊本県教育委員会規則第4号)の一部を次のように改正する。

第5条を第6条とし、第4条の次に次の1条を加える。

(適用除外)

第5条 条例第10条第1項の規定により指定管理者に射撃場の管理を行わせる場合は、

第2条及び第3条の規定は、適用しない。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

藤崎台県営野球場使用規則(昭和45年熊本県教育委員会規則第9号)新旧対照表

旧	新
(新設)	<p>(適用除外)            第6条 条例第10条第1項の規定により指定管理者に藤崎台県営野球場の管理を行わせる場合は、第2条及び第3条の規定は、適用しない。</p>

熊本武道館条例施行規則(昭和46年熊本県教育委員会規則第25号)新旧対照表

旧	新
<p>(新設)</p> <p>(雑則)</p> <p>第12条 (略)</p>	<p>(適用除外)</p> <p>第12条 条例第10条第1項の規定により指定管理者に武道館の管理を行わせる場合は、第2条から第4条までの規定は、適用しない。</p> <p>(雑則)</p> <p>第13条 (略)</p>

熊本県民総合運動公園及び熊本県営八代運動公園使用規則(昭和53年熊本県教育委員会規則第11号)新旧対照表

旧	新
<p>(使用料の返還事由)                      第5条 条例第8条第3項ただし書の規定により、既納の使用料を返還する場合は、次の各号のいずれかに該当するときとする。                      (1)～(3) (略)                      (新設)</p> <p>(雑則)                      第7条 (略)</p>	<p>(使用料の返還事由)                      第5条 条例第9条第4項ただし書の規定により、既納の使用料を返還する場合は、次の各号のいずれかに該当するときとする。                      (1)～(3) (略)                      (適用除外)                      第7条 条例第16条第1項の規定により指定管理者に運動公園の管理を行わせる場合は、第2条及び第3条の規定は、適用しない。                      (雑則)                      第8条 (略)</p>

熊本県立総合体育館使用規則(昭和57年熊本県教育委員会規則第6号)新旧対照表

旧	新
<p>(新設)</p> <p>(雑則) 第5条 (略)</p>	<p>(適用除外)</p> <p>第5条 条例第10条第1項の規定により指定管理者に体育館の管理を行 わせる場合は、第2条及び第3条の規定は、適用しない。</p> <p>(雑則) 第6条 (略)</p>



熊本県総合射撃場使用規則(平成10年熊本県教育委員会規則第4号)新旧対照表

旧	新
<p>(新設)</p> <p>(雑則)</p> <p>第5条 (略)</p>	<p>(適用除外)</p> <p>第5条 条例第10条第1項の規定により指定管理者に射撃場の管理を行わせる場合は、第2条及び第3条の規定は、適用しない。</p> <p>(雑則)</p> <p>第6条 (略)</p>

